

国際課税委員会第93回・あるべき税制委員会第79回合同会議16年6月3日

テーマ：「BEPS と租税回避問題への対応」

説明者： ジャパン・タックス・インスティテュート所長 森信茂樹

#### 説明の概要

2012年英国で起きたスターバックスの租税回避問題をきっかけとして、アマゾンやグーグルなどの国際的租税回避がG8やG20レベルで問題となった。それを受けてOECD租税委員会でBEPS行動計画が策定され、15年9月に最終報告書が公表された。今後わが国では、この報告書を受けて対応が検討されることとなる。

わが国の対応を検討していくうえで問題となることは、わが国では租税回避の議論が大変遅れていることである。その一つが、わが国以外の多くの国では、国内法に租税回避への対応としてGAAR（一般的否認規定）が導入されているが、わが国では、GAARが導入されていないことである。

このような状況下で、IBM事件やヤフー事件の判決が下ったが、この判決には統一性がなく、租税回避を巡る議論は混とんとしている。これを放置すると、税負担の公平性や予見可能性・法的安定性の低下の問題を生じさせるとともに、企業の競争条件の不公平や税収確保の問題などを引き起こす。

そこでわが国でも改めて、法律で否認される租税回避行為（取引）の取引を明確にしつつ、一般的否認規定（GAAR）の導入に向けての議論を開始することが必要である。（資料別添）

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。